

【完全攻略】医薬品「登録販売者試験」合格テキスト 第6版

追補

平成30年3月版

本冊子は、平成30年3月に『登録販売者試験に係る「試験問題の作成に関する手引き」が改訂されたことに伴い、『完全攻略 医薬品「登録販売者試験」合格テキスト 第6版（2016年6月15日発行）』の内容を補正するためにまとめたものです。

2018年4月

中央法規出版株式会社

<第1章>

該当頁	該当箇所	改訂前	改訂後
4	4行目	<u>暴露時間と暴露量</u>	<u>曝露時間と曝露量</u>
4	14行目	<u>動物実験では50%致死量(LD50)を 求めることが可能で</u>	<u>動物実験により求められる50%致死量(LD50) は</u>
7	8行目	<u>医薬品がアレルギーになりやすくな り</u>	<u>医薬品がアレルギーになることがあり</u>
7	終わりから1 ～2行目	<u>定期的に検診を受ける</u>	<u>医療機関を受診する</u>
10	終わりから6 ～7行目	<u>同時に使用できない薬剤が医療機関・ 薬局から交付されている</u>	<u>医療機関・薬局から交付された薬剤を使用し ている</u>
14	17～23行目	<u>□□生理機能が衰えている高齢者は、 少量から様子を見て使用するの が望ましいのですが、一般用医薬 品の用法用量は、使用する人の生 理機能を含めて、個人差は織り込 んで設定されています。一般用医 薬品では、定められた用量の範囲 内で使用されることが望ましく、 それ以下に量を減らしても十分 な効果が得られなくなるだけで、 リスクの軽減にはつながりませ ん。</u> <u>□□既定用量の下限で使用してもな お作用が強過ぎる等の場合もあ るので注意が必要です。</u>	(削除)
18	17行目	<u>疾病の診断、治療若しくは</u>	<u>疾病の治療、</u>

<第2章>

該当頁	該当箇所	改訂前	改訂後
32	終わりから8～ 9行目	<u>トリプトシン</u>	<u>トリプシン</u>
57	2行目	<u>副交感神経</u>	<u>副交感神経系</u>
67	3～4行目	<u>アナフィラキシー様症状、</u>	(削除)
67	終わりから13 行目	<u>使用した時</u>	<u>使用する</u> とき
67	終わりから10 ～11行目(見出 し)	<u>、アナフィラキシー様症状</u>	(削除)

68	2～5 行目	<u>アナフィラキシー様症状という呼称は、初めて使用した医薬品で起きる場合等を含み、その原因がアレルギーかどうかははっきりしない場合に用いられます。ショック(アナフィラキシー)と類似の症状が現れ、その対応はショックと同様です。</u>	(削除)
72	15 行目	腸内容物の通過が阻害された状態を <u>イレウス</u> といい	<u>イレウス</u> とは腸内容物の通過が阻害された状態をいい
73	18～19 行目	それらとの鑑別には <u>細心の注意</u> が必要です。	<u>細心の注意を払ってそれらとの鑑別を行う</u> ことが必要です。
77	13～14 行目	<u>アナフィラキシー様症状、</u>	(削除)

### <第3章>

該当頁	該当箇所	改訂前	改訂後
82	終わりから 11～22 行目	表中「 <u>リゾチーム塩酸塩</u> 」の項	(削除)
102	終わりから 13～14 行目	授乳中の女性が <u>大量</u> のカフェインを摂取	授乳中の女性がカフェインを <u>大量</u> に摂取
103	2 行目	1 日摂取量 <u>では</u>	1 日摂取量は <u>カフェインとして</u>
105	6 行目	スコポラミン臭化水素酸塩	スコポラミン臭化水素酸塩 <u>水和物</u>
110	(11 行目の次に以下を加える。)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩（以下「コデイン類」。）を含む医薬品（以下「本剤」。）は、米国等において 12 歳未満の小児等への使用を禁忌とする措置がとられました。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 平成 29 年度に薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会で本剤の安全対策について検討された結果、本剤による死亡例の国内報告はなく、日本での呼吸抑制のリスクは欧米と比較して遺伝学的に低いと推定されること等から、国内で直ちに使用を制限する必要性は考えにくいとされました。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 一方、本剤による小児の呼吸抑制発生リスクを可能な限り低減する観点から、一般用医薬品・医療用医薬品とも、予防的な措置として以下を行うこととされました。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに添付文書を改訂し、原則、本剤を 12 歳未満の小児等に使用しないよう注意喚起を行うこと。</li> <li>・1 年 6 ヶ月程度の経過措置期間を設け、コデイン類を含まない代替製品や、12 歳未満の小児を適応外とする製品への切換えを行うこと。</li> <li>・切換え後、12 歳未満の小児への使用を禁忌とする使用上の注意の改訂を再度実施すること（一般用医薬品は「してはいけないこと」に「12 歳未満の小児」に追記する使用上の注意の改訂を再度実施すること）。</li> </ul> </div>
111	11 行目	気道粘膜からの分泌	気道粘膜からの <u>粘液</u> の分泌
111	終わりから 15 行目	<u>リゾチーム塩酸塩、</u>	(削除)
117	終わりから 18～19 行目	<u>、アナフィラキシー様症状</u>	(削除)

125	終わりから 13 行目	アナフィラキシー <u>様症状</u>	アナフィラキシー
147	7～8 行目	フラビン <u>アデニン</u> モノヌクレオチド	フラビンモノヌクレオチド
147	18 行目	コレステロールから	コレステロールからの
162	7 行目	<u>定期的な検診などの対応が必要で</u> す。	<u>継続して使用する場合には、医療機関を受診するよう促すべき</u> です。
166	終わりから 9 行目	<u>リゾチーム塩酸塩</u>	(削除)
172	16～17 行目	アナフィラキシー <u>様症状</u>	アナフィラキシー
175	3 行目	鼻粘膜や喉から	<u>薬液が鼻腔内へ流れ込み、鼻粘膜や喉から</u>
177	7 行目	硫酸亜鉛	硫酸亜鉛 <u>水和物</u>
177	終わりから 2～3 行目	アナフィラキシー <u>様症状</u>	アナフィラキシー
181	14 行目	クリーム	クリーム <u>剤</u>
183	10 行目	<u>やアナフィラキシー様症状</u>	(削除)
188	11～12 行目	アナフィラキシー <u>様症状</u>	アナフィラキシー
205	3 行目	誤って使用 <u>される</u>	誤って使用 <u>する</u>
226	4 行目	ウイルスに対する	<u>大部分の</u> ウイルスに対する
231	1～2 行目	イエダニが <u>散乱してしまった場合</u> には	イエダニの <u>防除</u> には
236	終わりから 6 行目	食後 <u>2～3 時間</u> を目安に	食後 <u>1～2 時間</u> 等、検査薬の使用方法に従って
236	終わりから 1 行目	食後 ( <u>2～3 時間</u> )	食後

#### <第4章>

該当頁	該当箇所	改訂前	改訂後
244	(終わりから 7 行目の次に以下を加える。) <input type="checkbox"/> 薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者は、研修の専門性、客観性、公正性等の確保の観点より、一般用医薬品販売業者等が自ら登録販売者に対し研修を適切に行うことに加え、外部の研修実施機関が行う研修（外部研修）を受講させることが求められています。		
244	終わりから 2 行目	(平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月)	(平成 <u>30</u> 年 <u>3</u> 月)
244	(244 頁の次に別紙①を加える。) (別紙①は本紙 p8 をご参照ください。)		
261	11～12 行目	内閣総理大臣から「 <u>特別の用途に適する旨の表示</u> 」の許可 <u>及び承認</u> を受けた上で消費者庁の許可 <u>及び承認</u> のマークを付して	「 <u>特別の用途に適する旨の表示</u> 」の許可 <u>又は承認</u> を受けた上で消費者庁の許可 <u>等</u> のマークを付して

261	終わりから 14～ 17 行目	身体の生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含む食品で、 <u>血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、おなかの調子を整えるのに役立つなどの特定の保健の用途に資する旨の表示が許可及び承認されたもの</u>	血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、おなかの調子を整えるのに役立つなどの <u>食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により保健の目的が期待できる旨の表示をする食品</u>
261	終わりから 11～ 12 行目	表示について <u>内閣総理大臣の許可及び承認</u>	許可又は承認
261	終わりから 7 行 目	許可及び承認	許可
262	1～2 行目	許可及び承認	許可又は承認
263	終わりから 5 行 目 (一問一答)	医薬品及び <u>医薬部外品以外の</u>	医薬品、 <u>医薬部外品及び再生医療等製品以外の</u>
265	(10 行目の次に以下を加える。) □□分割販売される医薬品の記載事項には、「分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局、店舗又は営業所の名称及び所在地」も含まれています。		
267	(7 行目の次に別紙②を加える。) (別紙②は本紙 p9 をご参照ください。)		
268	終わりから 5～ 10 行目	<平成 29 年 6 月 11 日までの間> ①要指導医薬品・第一類医薬品を販売等する薬局 ②薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品・第一類医薬品を販売する店舗 ③薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を販売する配置販売業 のいずれかにて登録販売者として 3 年以上業務に従事した者を店舗管理者とすることができます。	(削除)
269	11 行目	店舗管理者は、その店舗以外の場所で	店舗管理者は、その店舗の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除き、その店舗以外の場所で
275	終わりから 2 行 目	情報提供	情報提供及び指導
280	7 行目	第 218 条の 2	第 218 条の 3
280	12 行目	第 218 条の 2	第 218 条の 3
282	10 行目	第 15 条の 14	第 15 条の 15
283	3 行目	陳列	定義等
283	16 行目	第 1 条第 2 項第 4 号	第 1 条第 2 項第 3 号
284	21 行目	登録販売者	第 15 条第 2 項の登録販売者以外の登録販売者もしくは同項の登録販売者

285	(11 行目の次に別紙③を加える。) (別紙③は本紙 p10 をご参照ください。)		
285	16～17 行目	薬局、店舗販売業または配置販売業において、 <u>過去5年間のうち、登録販売者として</u>	<u>過去5年間のうち薬局、店舗販売業または配置販売業において、一般従事者（その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師または登録販売者以外の者をいう。）として薬剤師または登録販売者の管理および指導の下に実務に従事した期間および登録販売者として</u>
285	終わりから 13 行目	濫用	濫用等
286	3 行目	濫用	濫用等
286	9 行目	<u>ブロムフレリル尿素*</u>	<u>ブロモバレリル尿素</u>
286	11 行目	*「ブロモバレリル尿素」の別名	(削除)
289	3～4 行目	(昭和 55 年 10 月 9 日付け薬発第 1339 号)として <u>当時の厚生省薬務局長により</u>	(平成 29 年 9 月 29 日付け薬生発 0929 第 4 号)として <u>厚生労働省医薬・生活衛生局長により</u>
289	19～20 行目	・承認されている効能効果のうち、 <u>一部のみを抽出し、ある疾病や症状に対して特に優れた効果を有するかのよ</u> <u>うな誤認を与える広告</u>	(削除)
289	終わりから 3～4 行目	使用前・使用後を示した図画・写真等を掲げた広告(効能効果等の保証表現となる) <u>となる)</u>	使用前・使用後に関わらず図画・写真等を掲げる際に効能効果等の保証表現となるものは認められない
291	6 行目	第 12 号	第 13 号
291	6 行目	第 11 号	第 12 号
291	17～18 行目	<u>サンプル品（試供品）を提供する場合を除き、</u>	(削除)
292	1～2 行目	(出張所、連絡所等)	(削除)
293	6 行目	<u>行って</u>	<u>行わせて</u>

## <第 5 章>

該当頁	該当箇所	改訂前	改訂後
308	12 行目	容器包装	容器もしくは被包装
311	終わりから 3～4 行目	<u>アナフィラキシー様症状、</u>	(削除)
323	8 行目	<u>「医薬品医療機器情報提供ホームページ」</u>	ホームページ
323	10 行目（見出し）	<u>医薬品医療機器情報提供ホームページ</u>	<u>総合機構ホームページ</u>
323	10 行目	<u>「医薬品医療機器情報提供ホームページ」</u>	ホームページ

323	11 行目	厚生労働省より毎月発行される	厚生労働省より発行される
325	10～11 行目	「医薬品医療機器情報提供ホームページ」において	(削除)
325	12 行目	順次掲載	順次ホームページへ掲載
331	17 行目	「医薬品医療機器情報提供ホームページ」	ホームページ
331	終わりから 5 行目 (ワンポイントアドバイス)	「医薬品医療機器情報提供ホームページ」	ホームページ
332	2 行目	「医薬品医療機器情報提供ホームページ」	ホームページ
336	終わりから 14 行目	(財) 友愛福祉財団	(公財) 友愛福祉財団
337	5～7 行目	(平成 20 年 4 月 30 日以前に行われた費用の支払いについては 2 年以内)	(削除)
337	11～13 行目	(平成 20 年 4 月 30 日以前に行われた医療については 2 年以内)	(削除)
342	8 行目	アナフィラキシー様症状、	(削除)
342	23～24 行目	硫酸ブソイドエフェドリン	ブソイドエフェドリン硫酸塩
348	終わりから 7～8 行目	化膿性疾患用薬	化膿性皮膚疾患用薬
350	終わりから 18 行目	スコポラミン臭化水素酸塩	スコポラミン臭化水素酸塩水和物
350	終わりから 10～13 行目	「乳児」の項	(削除)
351	4 行目	アナフィラキシー様症状	アナフィラキシー
352	7 行目	スコポラミン臭化水素酸塩	スコポラミン臭化水素酸塩水和物
353	終わりから 7 行目	スコポラミン臭化水素酸	スコポラミン臭化水素酸塩水和物
355	3 行目	スコポラミン臭化水素酸塩	スコポラミン臭化水素酸塩水和物

別紙①（244 頁の次に以下を加える。）

【登録販売者】

- 登録販売者は、一般用医薬品の販売又は授与に従事する者がそれに必要な資質を有することを確認するために都道府県知事が行う試験に合格し、都道府県知事の登録を受けなければなりません。
- 販売従事登録を受けようとする者は、医薬品の販売又は授与に従事する薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地の都道府県知事に以下のものを提出します。

- (1) 申請書
- (2) 登録販売者試験に合格したことを証する書類
- (3) 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、本籍の記載のある住民票、住民票記載事項証明書のいずれか
  - \* 登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった場合は、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
  - \* 日本国籍を有していない場合は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (4) 申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- (5) 申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写しその他薬局開設者又は医薬品の販売業者の申請者に対する使用関係を証する書類

- 2つ以上の都道府県において販売従事登録を受けようと申請した場合は、申請を行った都道府県知事のうちいずれか1つの都道府県知事の登録のみを受けることができます。
- 販売従事登録を行うため、都道府県に登録販売者名簿を備え、次に掲げる事項を登録します。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名、氏名、生年月日及び性別
- 三 登録販売者試験合格の年月及び試験施行地都道府県名
- 四 前各号に掲げるもののほか、適正に医薬品を販売するに足るものであることを確認するために都道府県知事が必要と認める事項

- 都道府県知事は、販売従事登録を行ったときは、販売従事登録を受けた者に対して登録証を交付します。
- 登録販売者は、登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、その旨を届けなければなりません。届出をするには、変更届に届出の原因たる事実を証する書類を添え、登録を受けた都道府県知事に提出します。
- 登録販売者は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しやうとしなくなったときは、30日以内に、登録販売者名簿の登録の削除を申請しなければなりません。
- 登録販売者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者が、30日以内に、登録販売者名簿の登録の削除を申請しなければなりません。



別紙②（267頁7行目の次に以下を加える。）

【薬剤師不在時間等】

- 開店時間のうち、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が、当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局で薬剤師が不在となる時間を薬剤師不在時間といいます。
- 例えば、緊急時の在宅対応や急遽日程が決まった退院時カンファレンスへの参加のため、一時的に薬剤師が不在となる時間が該当します。
- 学校薬剤師の業務やあらかじめ予定されている定期的な業務によって恒常的に薬剤師が不在となる時間は認められません。
- 薬局開設者は、薬剤師不在時間内は、調剤室を閉鎖するとともに、調剤に従事する薬剤師が不在のため調剤に応じることができない旨など、薬剤師不在時間に係る掲示事項を、薬局内の見やすい場所及び薬局の外側の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- 薬剤師不在時間内は、薬局の管理を行う薬剤師が、薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務している従事者と連絡ができる体制を備えていなければなりません。
- 薬剤師不在時間内であっても、登録販売者が販売できる医薬品は、第二類医薬品又は第三類医薬品であり、薬局開設者は、調剤室の閉鎖に加え、鍵をかけた陳列設備に要指導医薬品又は第一類医薬品を陳列する場合以外は、要指導医薬品陳列区画又は第一類医薬品陳列区画を閉鎖しなければなりません。

別紙③（285頁11行目の次に以下を加える。）

【医薬品の購入等に関する記録等】

(a) 薬局

薬局開設者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければなりません。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 品名</li><li>② 数量</li><li>③ 購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日</li><li>④ 購入若しくは譲り受けた者又は販売若しくは授与した者（以下「購入者等」。）の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先</li><li>⑤ ④の事項を確認するために提示を受けた資料</li><li>⑥ 医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から取引の指示を受けたことを示す資料</li></ul> |
|--|

薬局開設者は、購入者等が常時取引関係にある場合を除き、上記①から⑥までの事項を書面に記載する際に、購入者等から、薬局開設、医薬品の製造販売業、製造業若しくは販売業又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設の許可に係る許可証の写し（以下「許可証の写し」。）その他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければなりません。この確認ができない場合は、医薬品の譲受及び譲渡を行うことはできません。

医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）については、上記①から⑥までの事項に加え、ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）及び使用の期限を記載する必要があります。

ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）及び使用の期限については、医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）以外の医薬品（以下「一般用医薬品等」。）についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載することが望ましいとされています。

(b) 店舗販売業

店舗販売業者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければなりません。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 品名</li><li>② 数量</li><li>③ 購入等の年月日</li><li>④ 購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先</li><li>⑤ ④の事項を確認するために提示を受けた資料</li><li>⑥ 購入者等が自然人であり、かつ、購入者等以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及び購入者等が法人である場合にあつては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料</li></ul> |
|--|

店舗販売業者は、購入者等が常時取引関係にある場合を除き、上記①から⑥までの事項を書面に記載する際に、購入者等から、許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければなりません。この確認ができない場合は、医薬品の譲受及び譲渡を行うことはできません。

ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）及び使用の期限については、一般用医薬品等についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載することが望ましいとされています。

(c) 配置販売業

配置販売業者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければなりません。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 品名</li><li>② 数量</li><li>③ 購入又は譲受けの年月日</li><li>④ 販売者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先</li><li>⑤ ④の事項を確認するために提示を受けた資料</li><li>⑥ 医薬品の取引の任に当たる自然人が、販売者等と雇用関係にあること又は販売者等から取引の指示を受けたことを表す資料</li></ul> |
|--|

配置販売業者は、販売者等が常時取引関係にある場合を除き、上記①から⑥までの事項を書面に記載する際に、販売者等から、許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、販売者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければなりません。この確認ができない場合は、医薬品の譲受を行うことはできません。

ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）及び使用の期限については、一般用医薬品等についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載することが望ましいとされています。

(d) 複数の事業所について許可を受けている場合

法に基づく許可を受けて医薬品を業として販売又は授与する者（以下「許可事業者」。）が、複数の事業所について許可を受けている場合は、当該許可事業者内の異なる事業所間の医薬品の移転であっても、その移転に係る記録について許可を受けた事業所ごとに記録することを明確化するため、移転先及び移転元のそれぞれの事業所ごとに、次の①から⑤までの事項を記録しなければなりません。（②及び③は、医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）である場合。）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 品名</li><li>② ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）</li><li>③ 使用の期限</li><li>④ 数量</li><li>⑤ 移転先及び移転元の場所並びに移転の年月日</li></ul> |
|---|

②及び③については、一般用医薬品等についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載することが望ましいとされています。

許可事業者は、上記①から⑤までの事項を記録した書面を、許可を受けて業務を行う事業所ごとに、記載の日から3年間、保存しなければなりません。

(e) 貯蔵設備を設ける区域

薬局及び店舗販売業の店舗の構造設備に係る基準では、「医薬品の貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること」と規定されています。

薬局開設者及び店舗販売業者は、「医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者を特定」するための措置を講じなければなりません。

【完全攻略】医薬品「登録販売者試験」合格テキスト 第6版  
追補

平成30年3月版

発行  
中央法規出版株式会社